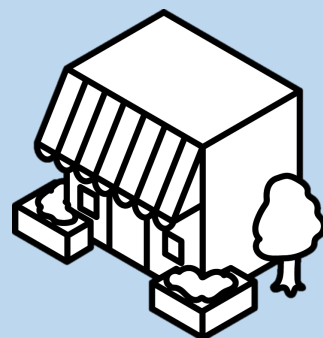


# 商店街の空き店舗で、 開業にかかる経費の一部を 補助します！

開業後、**専門家による経営相談**を実施



## 申請対象

商店会が希望する業種及び営業時間で開業する、  
個人・中小企業・商店会・各種団体（社会福祉法人、NPO法人等）

### <補助を受けるための主な条件>

当該年度に店舗を賃借して事業を開始し、次のいずれかを満たす方

- ① 横浜市WEBページに登録されている空き店舗において、開業する方
- ② 「横浜市特定創業支援等事業」により支援を受けたことを証する方
- ③ 以下の条件のいずれかを満たす方
  - ア （公財）横浜企業経営支援財団「横浜ビジネスグランプリ」において、ファイナルに選出されたプランで開業する方
  - イ 横浜市都市整備局「ヨコハマ市民まち普請事業」の2次コンテストで選考された整備助成対象提案で開業する方
  - ウ 横浜市健康福祉局「横浜市介護予防交流拠点整備事業」で交付決定された事業で開業する方
  - エ その他、ア～ウに準ずると商業振興課長が認めた方

現在登録中の  
空き店舗一覧



※その他、1年以上継続して事業を行うこと、開業エリアの商店会に加盟することなどの条件があります。

## 補助限度額

条件①② 30万円  
条件③ 50万円

## 補助率

1 / 2

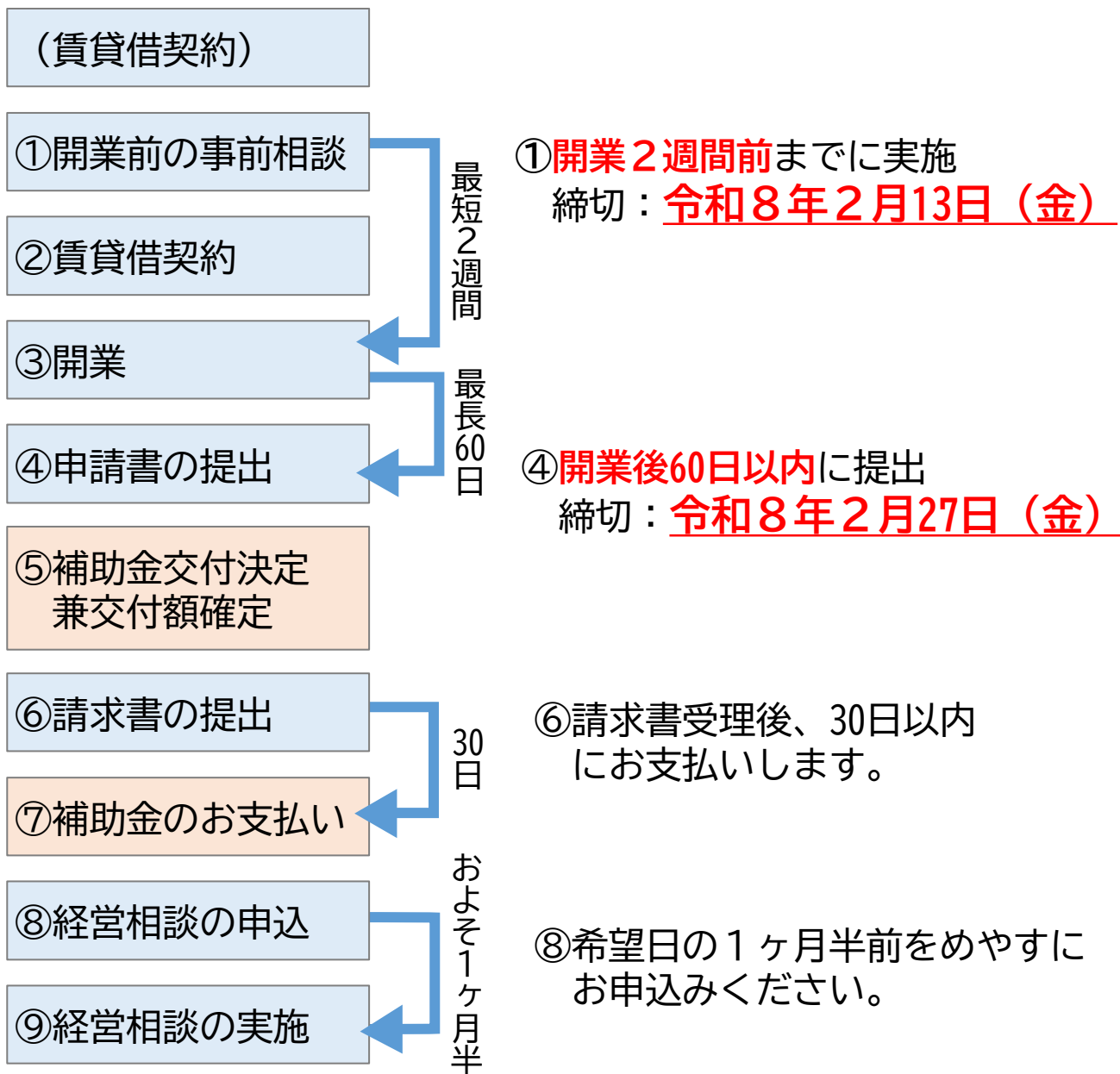
## 補助対象経費

- ・店舗賃貸借契約書で定められている初期費用（前払い家賃、礼金等）
- ・賃貸借契約日から申請日までに支払った家賃

### ※補助対象外経費

店舗賃貸借契約書で定められている初期費用のうち償還されるもの  
仲介手数料、消費税及び地方消費税、商店会への会費・入会費  
賃貸借契約書に定めのない経費

# 事業の流れ



当補助金のご申請には  
**脱炭素取組宣言**  
を**必須**としています。

取組宣言は  
こちらから

3分ほどで完了します



お問合せ先

横浜市経済局商業振興課

☎ 045-671-3488

✉ ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp

商店街空き店舗開業助成事業



事業WEBページ

